

令和 8 年度

第 3 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 9 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年6月9日（火）午後2時30分

場所 湯沢市役所本庁舎 会議室25. 26

開会 午後 2 時35分

閉会 午後 3 時38分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	福嶋 富子	10番	瀬川 等
2 番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3 番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4 番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5 番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6 番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7 番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8 番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9 番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

11番 麻生 良子

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後2時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高橋 和彦
主 事 西館 一輝

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第1号 第1回農地対策専門委員会の報告について
- ・報告第2号 第12回運営委員会の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 申請許可状況
 - (4) 公共事業等に伴う転用の届出

3 議 案

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 湯沢市農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第14号 非農地証明願について

議 長	議 事 開会宣言 午後2時35分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、11番 麻生 良子 委員であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、3番 伊藤 秀郎 委員、4番 川崎 秀悦 委員の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案5件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第1号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。

議 長	(12番 沓澤 弥 委員、挙手) 12番 沓澤 弥 委員。
議 長	(第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明) 報告第1号 第1回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第2号 第12回運営委員会の報告をお願いします。
議 長	(18番 高橋 敬悦 職務代理者、挙手) 18番 高橋 敬悦 職務代理者。 (第12回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第2号 第12回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は6件で、面積は44,334㎡であります。解約事由は、借人の都合が1件、貸人の都合が3件、第三者へ利用権設定が1件、所有権移転が1件であります。 次に、2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は1,096㎡であります。解約事由は、貸人の都合であります。 次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は4件で、5条賃貸借権 申請番号 第3号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、5月25日付けで許可し、5条賃貸借権 申請番号 第1号第2号、5条所有権移転 申請番号 第1号については、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、5月12日付けで許可し

	請番号 8 号は小作地開放、第 9 号、第10号、第11号は経営縮小、第12号は農業廃止、第13号は審判による売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第10号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第11号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案第11号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和 8 年 6 月 9 日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書22ページの農地売買等事業 第 8 号 は、3 番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、農地売買等事業 第 8 号を審議しますので、3 番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。 (3 番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後 2 時51分)
議 長	事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)

議 長	高橋班長。
高橋班長	議案書22ページ をご覧ください。 農地売買等事業 第8号 は、1件で、面積は6,442㎡、申請事由は、経営拡張であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和8年7月31日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。農地売買等事業 第8号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後2時53分)
議 長	次に、議案第11号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案書11ページから20ページをご覧ください。 議事参与制限以外の促進計画案について、議事参与制限以外の農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が34件で、面積は215,271.55㎡、新規設定が1件、再設定が31件、経営縮小が3件であります。 促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権が4件、使用貸借権1件で、新規設定が1件、再設定が5件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書21ページをご覧ください。 農地中間管理事業(移転)は1件で、面積は2,876㎡であります。申請事由は、は経営縮小であります。賃料は総会資料記載のとおりであります。 次に議案書22ページから23ページをご覧ください。

	農地売買等事業は4件で、面積は37,881㎡であります。申請事由は、整理番号 第8号から第11号は農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡し、第12号は経営縮小であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和8年7月31日となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第11号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議長	高橋班長。
高橋班長	議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年6月9日提出。
高橋班長	4条 申請番号 第1号について説明させていただきます。 議案書25ページ、議案附属資料16ページから20ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡であります。 申請内容は、分散して保管していた農機具を一括して保管・管理し、米の集出荷作業の効率化を図り、また、いちごの選別や出荷作業も実施するため、申請地に新たに農業用倉庫等を整備するための転用であります。 申請地は、■■■■■から南南東へ2.4km、■■■■■から南へ約1.9kmに位置し、東西南北すべて農地に隣接しており、農地区分は第1

	種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断します。 事業計画は、切土・盛土■■■m、土量■■■m³の造成盛土工事を行い、農業用倉庫■■■m²、通路■■■m²、農業機械旋回スペース及び雪下ろし堆積スペース■■■m²を整備するものです。 事業費は、造成・整地経費、建物建設費、設計費、測量・登記費用を合わせ■■■■円であり、自己資金とJAからの借入資金で賄う予定であり、残高証明書と融資証明書により確認しております。 被害防除計画については、東西南北すべてに法面形成し日照、通風、通作に影響が生じないように配慮し、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、第2種農地（その他農地）に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから（農地法第4条第6項第2号または第5条第2項第2号）、やむを得ないものと判断できると考えます。 なお、本転用案件については、転用目的が農業用施設に該当するため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。 説明は以上です。
議 長	ここで、現地確認結果について、9番 由利 幸悦 委員から報告願います。
議 長	（9番 由利 幸悦 委員、挙手） 9番 由利 幸悦 委員。
9 番	議案第12号の現地確認について報告いたします。 5月27日、8番 加藤 艶子 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第12号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 （質問なしの声あり）

議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」、転用目的が農業用施設に該当するため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、許可することに決定いたします。 次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年6月9日提出。
高橋班長	5条 一括関連事案 使用貸借権設定 申請番号第2号、所有権移転 申請番号第2号について説明させていただきます。 議案書28ページ、議案付属資料21ページから32ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■と湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■■m²と■■■■m²であります。 申請内容は、高齢者が集まって、買い物したり、情報交換の場を提供し活気のある地域を提供するため、祖母名義の申請地を使用貸借による借り受けと、他人から所有権移転により譲り受けて、農産物直売所及び駐車場等を整備するための転用であります。 申請地は、■■■■■から南南東へ約2.5km、■■■■■から南南東へ約1.9kmに位置し、東側は墓地、西側及び北側は道路、南側は農地に隣接しており、農地区分は第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断します。 事業計画は、造成等の工事は行わず、敷砂利約■■■■cmにより直売所■■■■m²、約■■■■台分の駐車場■■■■m²、通路・緩衝帯・雪捨て場等■■■■m²を整備するものです。 事業費は、用地取得費■■■■円、造成・整地経費■■■■円、施設・建物建設経費■■■■円、設計費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、計■■■■円であり、自己資金と市のスター

トアップ補助金で賄う予定で、残高証明書と補助金申請書類で確認しております。

被害防除計画については、東側及び南側に碎石、西側及び北側に緩衝地を設け周辺に影響が無いよう配慮し、汚水は汲み取り、生活雑排水は溜枥処理、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、第2種農地（その他農地）に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから（農地法第4条第6項第2号または第5条第2項第2号）、やむを得ないものと判断できると考えます。

なお、本転用案件については、転用目的が農業用施設に該当するため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。

次に、5条使用貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。

議案書27ページ、議案付属資料33ページから38ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。

申請内容は、現在隣地の自己所有住宅が老朽化していることから、母親名義の申請地を使用貸借により借り受け、新たに住宅を建築するための転用であります。

申請地は、■■■■■から北北西へ約1.3km、■■■■■から南へ約3.7kmに位置し、東側・南側・北側はいずれも農地、西側は宅地隣接しており、農地区分は第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）であると判断します。

事業計画は、申請地は数年前まで苗代ハウスとして利用されており、高低差がなく地盤も強固であるため、造成等の工事を行わず、住宅■■■㎡と合併浄化槽■■■㎡、雪寄せ場等■■■㎡を整備するものです。

事業費は、造成・整地経費■■■■■円、建物建設経費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円であり、全額自己資金で賄い、預金通帳により確認しております。

被害防除計画については、東側及び南側に緩衝帯を設け周辺に影響が無いよう配慮し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路に接続し、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、第2種農地（その他農地）に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから（農地法第4条第6項第2号または第5条第2項第2号）、やむを得ないものと考えます。

次に、5条所有権移転 申請番号第3号について説明させていただきます

	す。 議案書29ページ、議案付属資料39ページから44ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。 申請内容は、現在市内のアパートに居住しているが手狭になっていること、また高齢となった両親の農作業の手伝う必要が生じていることから、実家に近くの道路に面する自己所有地と申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。 申請地は、■■■■■から南東へ約0.8km、■■■■■から南南東へ約6.0kmに位置し、東側及び北側は道路、西側及び南側は農地に隣接しており、農地区分は第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断します。 事業計画は、切土■■■㎡を行い、住宅■■■㎡、カーポート■■■㎡、通路■■■㎡、花壇■■■㎡、雪下し堆積スペース■■■㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費、建物建設費、測量・登記費用を合わせ■■■■■円であり、全てJAからの借入資金で賄う予定であり、融資証明書により確認しております。 被害防除計画は、西側及び北側にL型擁壁を設置して農地崩落防止を図り、日照、通風、通作に影響が生じないように配慮し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路に接続し、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、第2種農地（その他農地）に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから（農地法第4条第6項第2号または第5条第2項第2号）、やむを得ないものと判断できると考えます。 説明は以上です。
議 長	ここで、現地確認結果について、9番 由利 幸悦 委員から報告願います。
議 長	（9番 由利 幸悦 委員、挙手） 9番 由利 幸悦 委員。
9 番	議案第13号の現地確認について報告いたします。 5月27日、8番 加藤 艶子 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。

	報告は以上です。
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第13号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。5条一括関連事案については、転用目的が農業用施設に該当するため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから許可すること、5条使用貸借権設定 申請番号1号、5条所有権移転 申請番号3号については、許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5条一括関連事案については、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、許可することに決定し、5条使用貸借権設定 申請番号1号、5条所有権移転 申請番号3号については、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。 次に、議案第14号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案第14号「非農地証明願について」、農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和8年6月9日提出。
高橋班長	申請番号 第1号について説明させていただきます。 議案書31ページ、議案付属資料は45ページから48ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡で、■■■■■■■■■■から北へ約0.8kmに位置しており、土地の状況は、20年以上前から耕作されておらず雑種地や道路、原野等になっている状態であります。 説明は以上です。

議 長	ここで、現地確認結果について、9 番 由利 幸悦 委員から報告願います。
議 長	(9 番 由利 幸悦 委員、挙手) 9 番 由利 幸悦 委員。
9 番	議案第14号の現地確認について報告いたします。 5月27日、8 番 加藤 艶子 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。 ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請された案件については、雑種地や道路、原野等になっている状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。 報告は以上です。
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第14号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第14号「非農地証明願について」は、原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。
議 長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後3時38分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和8年6月9日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 3番 伊藤 秀郎 

署名委員 4番 川崎 香悦 